介護保険住宅改修工事変更届の取扱いについて

　介護保険住宅改修においては、事前申請が必要であり、市から承認された後、承認された内容で住宅改修を施工することとなります。

　しかしながら、着工時にてやむを得ず施工内容を変更する必要が生じた場合、以下の流れに沿って「介護保険住宅改修工事変更届」の提出が必要となりますので、ご留意ください。

（１）施工内容に変更が生じた時点で「住宅改修が必要な理由書」の作成者へ報告し、高齢福祉課に相談してください。

　　　高齢福祉課への相談は、必ず変更箇所の工事着工前に行ってください。

（２）事前相談時に①②のいずれに該当するか確認のうえ、変更届を提出してください。

　①改修箇所の削除や、手すりの種類・向きの変更など、申請者（被保険者）の使用状況に影響を与える可能性がある場合

　　→　事前申請の再承認が必要です。「介護保険住宅改修工事変更届」を担当課で受理した後、担当課内部で承認を得た上で、【高齢福祉課確認欄】に記入し、コピーを返却します。返却された時点で「再承認」となります。

**※「事前申請の再承認」を受けた後に着工してください。**

|  |
| --- |
| 【提出方法】　添付書類・・・見積書、写真、図面　提出時期・・・事前相談の結果「事前申請の再承認」が必要とされた後、速やかに提出してください。 |

　②手すり取付時の補強板の削除など、①以外の場合

　　→　再承認を受けていただく必要はありませんが、「介護保険住宅改修工事変更届」を支給申請書提出時に提出してください。

|  |
| --- |
| 【提出方法】　添付書類・・・工事費内訳書提出時期・・・支給申請書提出時 |